

第4次八千代町役場地球温暖化対策実行計画

令和6年度～令和12年度

令和6年3月

茨城県八千代町

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
1. 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
2. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	4
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	5
3. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	6
4. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	7
(2) 具体的な取組内容	7
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 推進体制	10
(2) 点検・評価・見直し体制	11
(3) 進捗状況の公表	11

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年、パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

1. 基本的事項

(1) 目的

八千代町役場地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、八千代町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、八千代町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の 7 種類について対策を講じていくことが定められています。それぞれの特徴については以下のとおりです。

本計画が対象とする温室効果ガスは、全温室効果ガスの中で排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

温室効果ガス	地球温暖化係数（※）	主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼など
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立てなど
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類（HFC _s ）	数百～1万程度	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類（PFC _s ）	数千～1万程度	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体など
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセスなど

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、二酸化炭素以外のガスが、地球を温暖化させる性質をどれだけ持っているかを数値化したもの。

(4) 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

なお、本町を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化する等、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始		(必要に応じ見直し)				目標年度	
計画期間			→							

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び八千代町第 6 次総合計画に即して策定します。

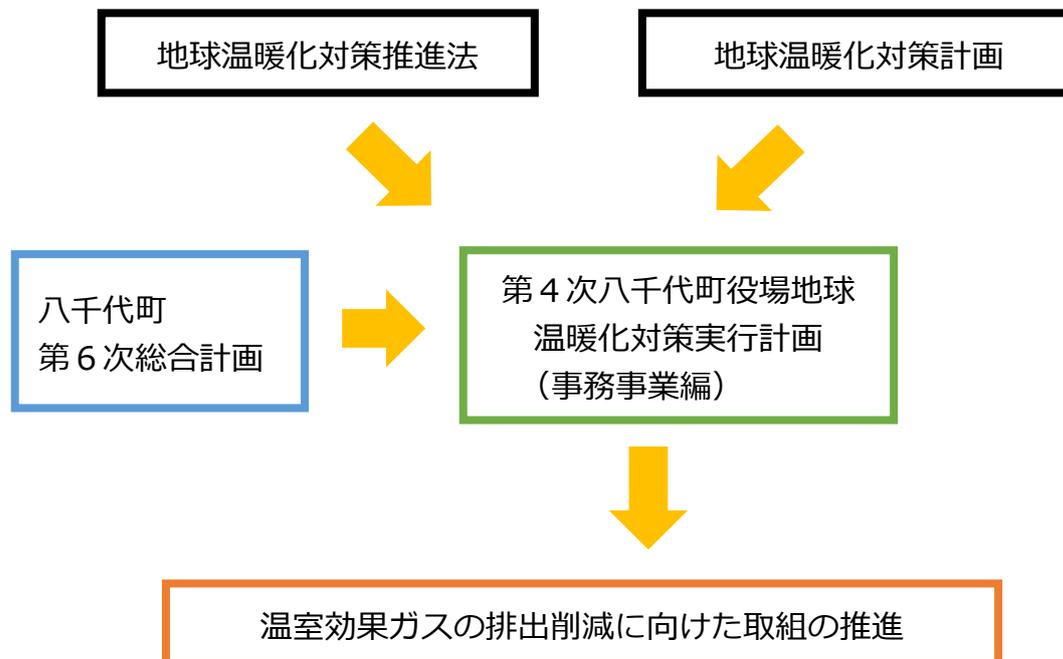


図 2 八千代町事務事業編の位置付け

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

八千代町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、2,639t-CO₂ となっています。直近の 2022 年度では 2,367t-CO₂ となっており、基準年度と比較して 10.3%の削減となっています。なお、基準年度の調査時は温浴施設「憩遊館」の温室効果ガス排出量が計上されていなかったため、憩遊館を除いた実績値は 1,928t-CO₂ となり、実質 26.9%の削減となっています。

施設別では、上下水道施設が全体の 51%を占め、次いで観光施設 19%、小中学校 8%、給食センター 7%、町役場庁舎 6%、社会教育施設 6%、となっています。

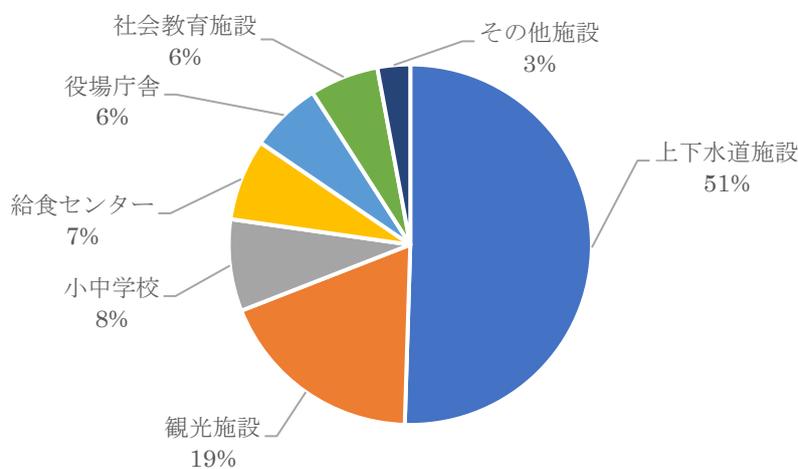


図 3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 84%を占め、次いで天然ガス（LPG）11%、灯油 2%、ガソリン 2%、軽油 1%となっています。

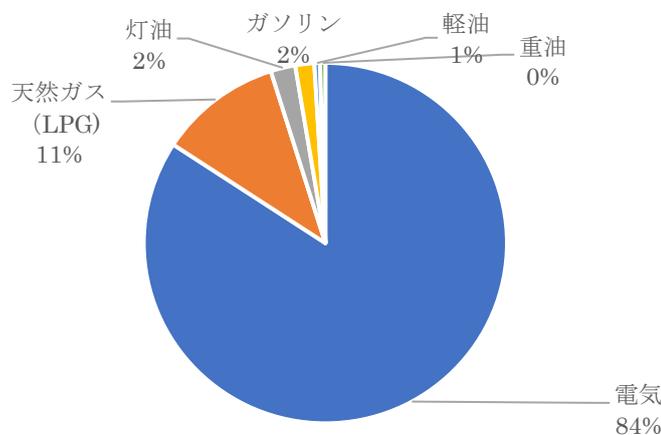


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

八千代町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

社会教育施設や温浴施設など、多様な方が利用する施設で CO₂ 排出量が増加しています。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校でのエアコン利用などを要因とする電気の需要が多く発生しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の使用に伴い、CO₂ 排出量が多く発生しています。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国は 2021 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改訂し、「温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明しました。

本計画においても、地球温暖化対策計画等を踏まえて、温室効果ガスの削減目標を設定し、具体的な取組項目を定め事務事業を遂行していきます。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 46%削減することを目指します。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	2,639t-CO ₂	1,425t-CO ₂
削減率	-	46%

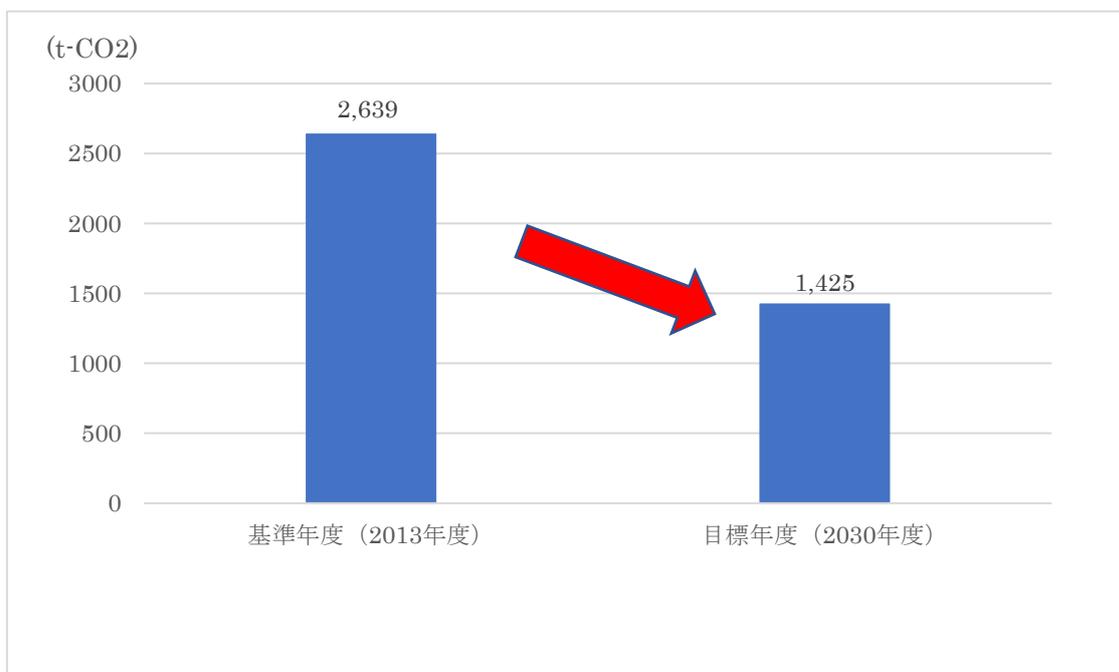


図 5 温室効果ガスの削減目標

4. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。その中でも、大きな割合を占めている電気使用量について、積極的な削減に努めます。

(2) 具体的な取組内容

①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・自動販売機の照明は消灯します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- ・ブラインドやカーテン等を利用し、冷暖房効果を高めるよう努めます。

②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・照明設備のLED化を順次進めます。
- ・機器を購入する際には、省エネ型・節水型で環境負荷の少ない製品の購入に努めます。
- ・節水型器具、自動水栓の導入を推進します。

③グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。

④太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

・太陽光発電設備導入実績

役場庁舎、八千代東中学校、農村環境改善センター（平成25年度）

八千代第一中学校（平成26年度）

役場庁舎職員駐車場にPPAによるソーラーカーポートを導入（令和4年度）

- ・施設の新設、更新の際には、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進します。

⑤電気自動車、低燃費車の導入

- ・公用車を更新する際には、電気自動車やハイブリッド自動車の電動車、または小型車や低排出ガス車の導入を検討します。
- ・EVの充電設備を導入し、温室効果ガスの排出削減に努めます。

EV充電器導入実績

民間事業者との連携により役場庁舎敷地内に1基設置（令和5年度）

⑥職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

(ア) 電気使用量の削減

- ・始業前、昼休み、残業時、休日等は、支障のない範囲で消灯します。
- ・会議室、休息室、トイレ等は使用時のみの点灯とします。
- ・OA機器等は省電力モードを活用し、長時間使用しないときは電源を切るように努めます。
- ・冷暖房の温度を適切に調整し、使用期間や使用時間の短縮に努めます。
- ・職員のエレベータ利用を最小限にし、積極的に階段を利用します。

(イ) 公用車の燃料使用量の削減

- ・公用車を使用する際は、「急」のつく運転（急加速、急減速）はせず、経済速度での運転、不要なアイドリングの低減など、エコドライブを心がけます。
- ・公用車で同一場所、同一方向に行く場合は、可能な限り相乗りに努めます。
- ・低公害車、低燃費車、電気自動車を優先的に利用します。
- ・リモートでの研修や会議を利用するよう努めます。

(ウ) 4Rの推進

㊦Reduce（減らす）

- ・会議資料等は要点を押さえて簡素化し使用枚数を減らします。
- ・両面印刷、2in1印刷などを活用し、用紙の削減に努めます。

㊧Reuse（繰り返し使う）

- ・片面使用済みの用紙や、使用済み封筒を再利用します。
- ・ファイルボックスやファイル等の再利用に努めます。

㊨Recycle（再生して使う）

- ・プリンターのトナー交換は、リサイクルトナーを使用します。
- ・再生紙を積極的に使用します。

⑤ Refuse（発生させない）

- ・物品購入の際は、使い捨て用品や過剰包装製品は極力購入しないよう努めます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、過度な冷暖房の使用を抑制します。

5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、副町長を委員長とする「八千代町役場地球温暖化対策推進会議」を設けます。また、各課に「地球温暖化対策推進委員」を1名配置し、取組を着実に推進します。

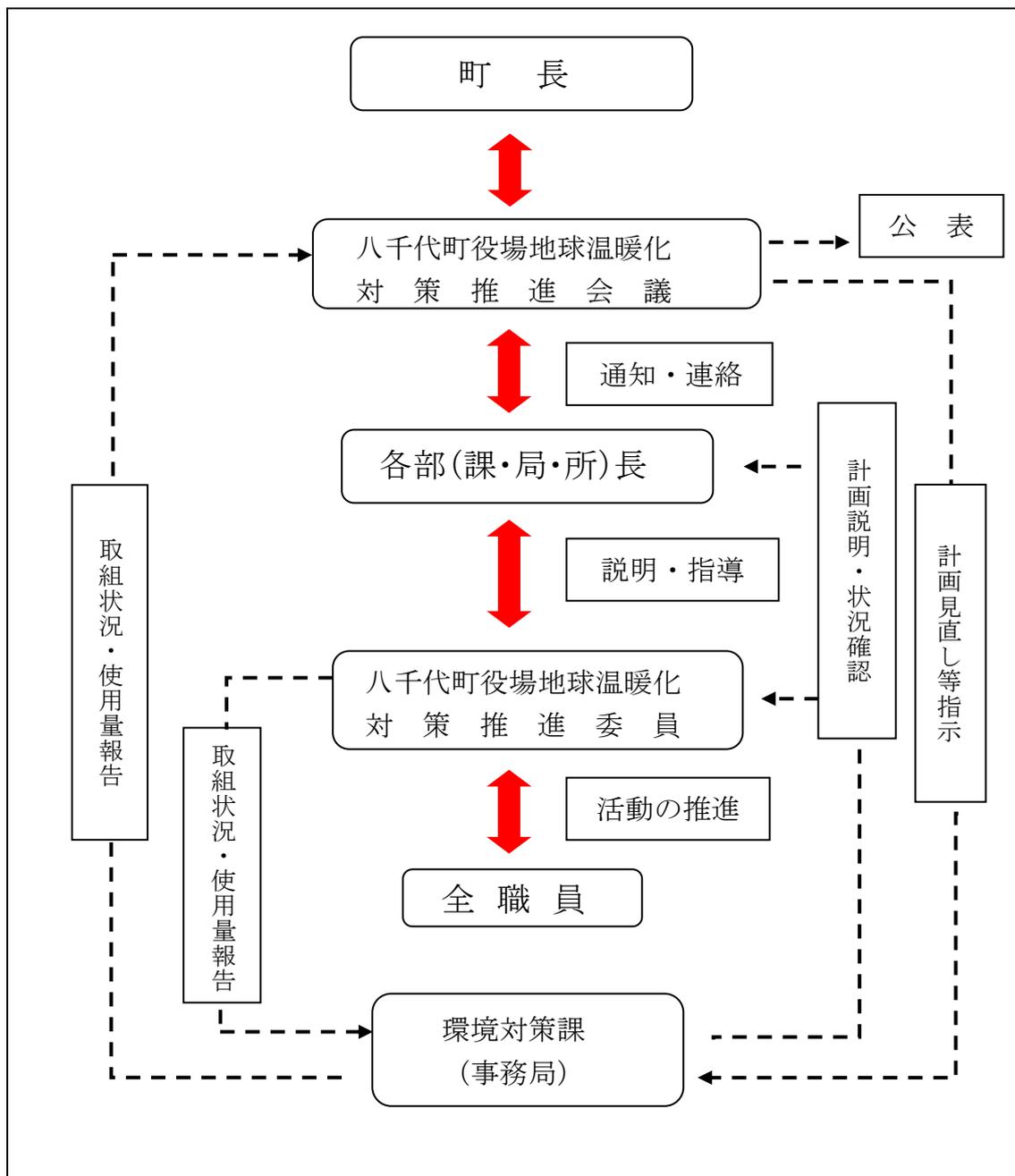


図 6 推進体制図

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、各課推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進会議に報告します。推進会議は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進会議は毎年1回進捗状況を確認・評価し、改定要否の検討を行い、必要がある場合には、本計画の改定を行います。

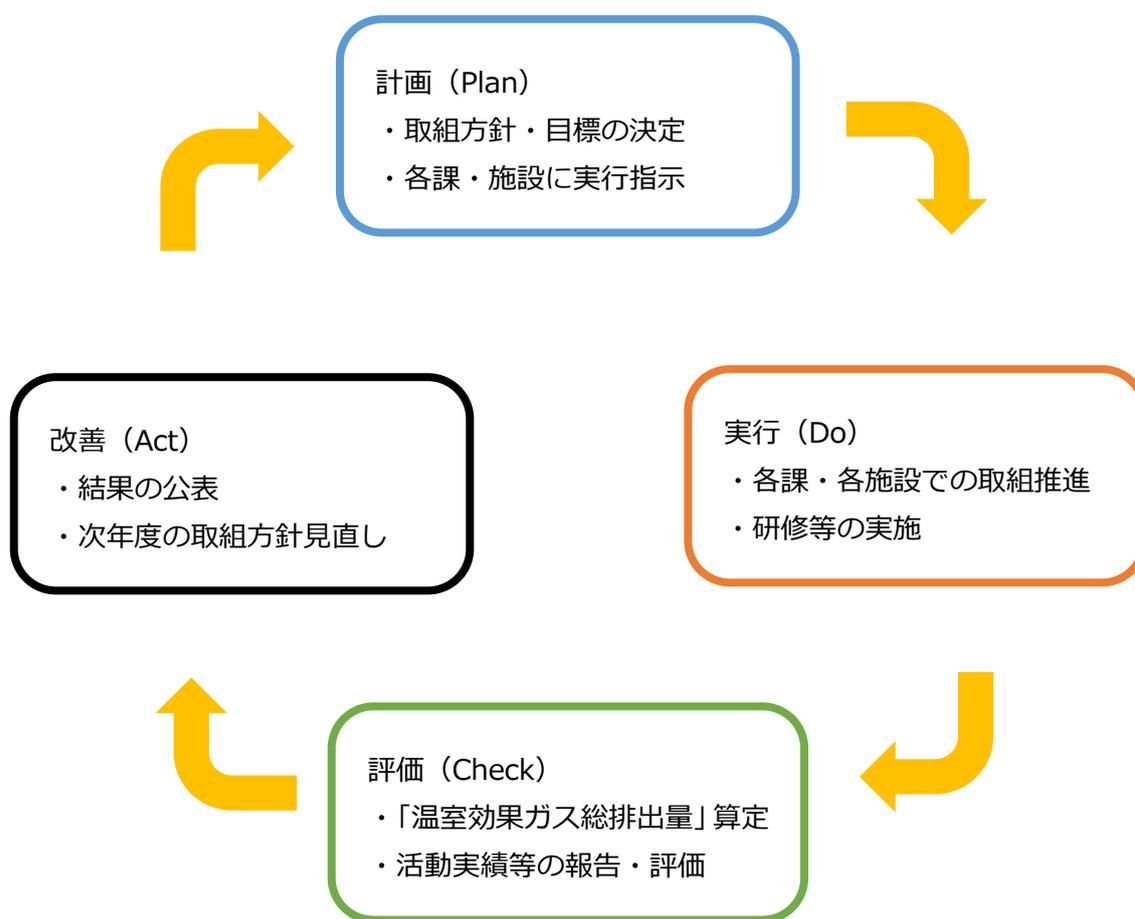


図 7 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、町公式ホームページ等で毎年公表します。

<参考資料>

【対象となる行政組織所管部署及び施設】

所管部署		施設名称等
秘書公室	秘書課	秘書課
	まちづくり推進課	まちづくり推進課
総務部	総務課	総務課
	財務課	財務課、役場本庁舎
	消防交通課	消防交通課、各分団詰所
町民くらしの部	税務課	税務課
	戸籍住民課	戸籍住民課
	環境対策課	環境対策課、西山浄水場
	国保年金課	国保年金課
保健福祉部	福祉介護課	福祉介護課、社会福祉協議会
	こども家庭課	こども家庭課
	健康増進課	健康増進課、保健センター
産業建設部	農政課	農政課
	産業振興課	産業振興課、憩遊館、農村環境改善センター
	都市建設課	都市建設課
	上下水道課	上下水道課、浄水場、農業集落排水処理施設
会計課		会計課
議会事務局		議会事務局
農業委員会事務局		農業委員会事務局
教育部	学校教育課	学校教育課、各小中学校、給食センター
	生涯学習課	生涯学習課、中央公民館、歴史民俗資料館、図書館
	スポーツ振興課	スポーツ振興課、総合体育館、勤労者体育センター 海洋センター、艇庫、各運動公園・広場

八千代町役場地球温暖化対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した八千代町役場地球温暖化対策実行計画(以下、「実行計画」という。)を推進するため、八千代町役場地球温暖化対策推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の推進に関すること。
- (2) 実行計画の点検・評価に関すること。
- (3) 実行計画の見直しに関すること。
- (4) その他実行計画に関して、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員を持って組織する。

- 2 委員長は副町長をもってあて、副委員長は副町長が指名したのもをもってあてる。
- 3 委員は、各課課長補佐等をもってあてる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は推進会議の職務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議の委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

第7条 推進会議の庶務は、環境対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成14年1月18日から施行する。